

# 平成 29 年度実施 法科大学院認証評価 評 価 報 告 書

金沢大学大学院法務研究科  
法務専攻

平成 30 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構



# 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について | 1  |
| I 認証評価結果                              | 7  |
| II 章ごとの評価                             | 8  |
| 第 1 章 教育の理念及び目標                       | 8  |
| 第 2 章 教育内容                            | 10 |
| 第 3 章 教育方法                            | 15 |
| 第 4 章 成績評価及び修了認定                      | 18 |
| 第 5 章 教育内容等の改善措置                      | 22 |
| 第 6 章 入学者選抜等                          | 23 |
| 第 7 章 学生の支援体制                         | 26 |
| 第 8 章 教員組織                            | 28 |
| 第 9 章 管理運営等                           | 31 |
| 第 10 章 施設、設備及び図書館等                    | 32 |
| 第 11 章 自己点検及び評価等                      | 34 |
| III 意見の申立て及びその対応                      | 36 |
| <参 考>                                 | 39 |
| i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）     | 41 |
| ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）        | 42 |



## 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- （１） 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （２） 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （３） 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

### 2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

|          |                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------|
| 29 年 7 月 | 書面調査の実施                                                   |
| 8 月～9 月  | 教員組織調査専門部会<br>・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査                  |
| 8 月      | 評価部会<br>・基準ごとの判断の検討<br>・書面調査による分析結果の整理                    |
| 9 月      | 運営連絡会議<br>・書面調査による分析結果の審議・決定                              |
| 11 月     | 訪問調査の実施                                                   |
| 12 月     | 評価部会<br>・評価結果（原案）の作成                                      |
| 30 年 1 月 | 運営連絡会議、評価委員会<br>・評価結果（案）の取りまとめ<br>評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知 |
| 3 月      | 運営連絡会議、評価委員会<br>・評価結果の確定                                  |

### 3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成30年3月現在）

#### （1）法科大学院認証評価委員会

|       |                  |
|-------|------------------|
| ○磯村保  | 早稲田大学教授          |
| 逢見直人  | 日本労働組合総連合会会長代行   |
| 大澤裕   | 東京大学教授           |
| 加藤哲夫  | 早稲田大学教授          |
| 紙谷雅子  | 学習院大学教授          |
| 唐津恵一  | 東京大学教授           |
| 木村光江  | 首都大学東京教授         |
| 小林哲也  | 小林総合法律事務所弁護士     |
| 佐伯仁志  | 東京大学教授           |
| 潮見佳男  | 京都大学教授           |
| 龍岡資晃  | 西綜合法律事務所弁護士      |
| ◎田中成明 | 京都大学名誉教授         |
| 土屋美明  | 共同通信社客員論説委員      |
| 中川丈久  | 神戸大学教授           |
| 野坂泰司  | 学習院大学教授          |
| 野原一郎  | 法務省法務総合研究所総務企画部付 |
| 濱田毅   | 同志社大学教授          |
| 松下淳一  | 東京大学教授           |
| 三角比呂  | 司法研修所教官          |
| 牟田哲朗  | 平和台法律事務所弁護士      |
| 村中孝史  | 京都大学教授           |
| 山本和彦  | 一橋大学教授           |
| 吉原和志  | 東北大学教授           |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

|          |             |
|----------|-------------|
| 荒 木 尚 志  | 東京大学教授      |
| ◎磯 村 保   | 早稲田大学教授     |
| 大 澤 裕    | 東京大学教授      |
| 加 藤 哲 夫  | 早稲田大学教授     |
| 木 村 光 江  | 首都大学東京教授    |
| 酒 井 啓 亘  | 京都大学教授      |
| 潮 見 佳 男  | 京都大学教授      |
| 龍 岡 資 晃  | 西綜合法律事務所弁護士 |
| 田 中 成 明  | 京都大学名誉教授    |
| 中 川 丈 久  | 神戸大学教授      |
| 野 坂 泰 司  | 学習院大学教授     |
| 長 谷 川 晃  | 北海道大学教授     |
| 松 下 淳 一  | 東京大学教授      |
| 松 本 和 彦  | 大阪大学教授      |
| ○山 本 和 彦 | 一橋大学教授      |
| 吉 原 和 志  | 東北大学教授      |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

|          |              |
|----------|--------------|
| 植 村 立 郎  | 湯島綜合法律事務所弁護士 |
| 江 森 史麻子  | 大洋綜合法律事務所弁護士 |
| 加 藤 哲 夫  | 早稲田大学教授      |
| 川 口 恭 弘  | 同志社大学教授      |
| ◎潮 見 佳 男 | 京都大学教授       |
| ○成 瀬 幸 典 | 東北大学教授       |
| 安 西 文 雄  | 明治大学教授       |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

|          |                  |
|----------|------------------|
| 浅 野 博 宣  | 神戸大学教授           |
| 荒 木 尚 志  | 東京大学教授           |
| 太 田 匡 彦  | 東京大学教授           |
| 小木曾 綾    | 中央大学教授           |
| 加 藤 新太郎  | 中央大学教授           |
| 小 林 哲 也  | 小林総合法律事務所弁護士     |
| ○佐 伯 仁 志 | 東京大学教授           |
| 酒 井 啓 亘  | 京都大学教授           |
| 野 原 一 郎  | 法務省法務総合研究所総務企画部付 |
| 濱 田 毅    | 同志社大学教授          |
| 藤 本 亮    | 名古屋大学教授          |
| 前 田 陽 一  | 立教大学教授           |
| 三 木 浩 一  | 慶應義塾大学教授         |
| ◎吉 原 和 志 | 東北大学教授           |

※ ◎は部会長、○は副部会長



## 4 本評価報告書の内容

### (1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

### (2)「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

### (3)「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

### (4)「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

## 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成 29 年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

金沢大学大学院法務研究科法務専攻は、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

ただし、当該法科大学院の教育活動等の状況においては、基準6－2－3を満たしておらず、速やかに是正される必要がある。

具体的な内容は、次のとおりである。

- 平成27年度、平成28年度及び平成29年度において入学者選抜における競争倍率が2倍を相当程度下回っており、当該状況を是正するための抜本的な改善措置を速やかに講じる必要がある。【基準6－2－3：重点基準】

当該法科大学院の優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生1人に対し、複数のアドバイス教員が配置されており、履修上、生活上の相談に個別に応じている。

当該法科大学院の主な特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 当該法科大学院独自の経済的支援を目的とする奨学金制度が複数整備されている。
- 教育・研究の質の向上を図ることを目的としてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 法学未修者の入学者選抜において実施されている小論文試験の答案から判断すると、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が適確かつ客観的に評価されていないことがうかがわれること、また、原級留置を含む学業成績が不振な法学未修者が恒常的に一定数いることから、法学未修者の入学者選抜における小論文試験の在り方について改めて検討するとともに、司法試験合格率を向上させるための抜本的な改善方策を講じることに留意する必要がある。
- 平成26年度及び平成27年度において入学定員充足率が50%を下回っているほか、入学者数が平成26年度、平成27年度及び平成28年度において10人を下回っていることから、所定の入学定員と乖離しないよう留意する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が兼任教員には積極的に共有されておらず、授業科目を担当する全教員で共有する必要がある。
- 法学未修者の入学者選抜における競争倍率がほぼ1倍であり、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言い難く、また法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を測る最低限度の到達度が明確にされていないため、小論文試験の在り方を検討する必要がある。

## Ⅱ 章ごとの評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の基本理念は、「地域に根ざした法曹教育」として、また教育目標は「①法そのものの知識を習得することと同時に、人や社会に対する深い洞察力を養うことで、地域社会の人の立場にたった法律家を養成する。②地方都市における法律家として、扱われる多種多様な事件をひとりで解決するために、適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる能力の育成を図る。③21世紀を担う法律家として、紛争の解決のみならず、紛争予防にも重要な役割を果たすため社会貢献することのできる法律家の養成、すなわち、社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力、そして私的紛争を予測・回避する能力の育成を図る。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、基本理念及び教育目標に適った教育を実施するため、基礎から応用へ、実体法から手続法へ、理論から実務へと学年進行に応じた段階的な学習を行い、理論的教育と実務的教育の架橋に留意した総合的な理解を深める教育課程の編成等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所及び裁判所等が挙げられる。当該法科大学院の基本理念及び教育目標は、法学未修者の入学者選抜において実施されている小論文試験の答案から判断すると、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が適確かつ客観的に評価されていないことがうかがわれること、また、原級留置を含む学業成績が不振な法学未修者が恒常的に一定数いることから、法学未修者の入学者選抜における小論文試験の在り方について改めて検討するとともに、司法試験合格率を向上させるための抜本的な改善方策を講じることに留意する必要があるものの、法曹としての活動状況、その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、おおむね達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 指摘事項

#### 【留意すべき点】

- 法学未修者の入学者選抜において実施されている小論文試験の答案から判断すると、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が適確かつ客観的に評価されて

いないことがうかがわれること、また、原級留置を含む学業成績が不振な法学未修者が恒常的に一定数いることから、法学未修者の入学者選抜における小論文試験の在り方について改めて検討するとともに、司法試験合格率を向上させるための抜本的な改善方策を講じることに留意する必要がある。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 金沢大学大学院法務研究科は、「地域に根ざした法曹教育」を理念に掲げ、カリキュラム・ポリシーに基づき実施されたカリキュラムにより、専門職として法曹にふさわしい高度な法知識及び社会の問題に精通し、また人間に深い理解を示す公平な感覚をもって実践的法運用を実現できる能力を備えた者に対し「法務博士（専門職）」の学位を授与する。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 理論と実務を架橋する高度な教育を実施するために、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができる教育課程を編成する。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、基本理念及び教育目標を効果的に実現するために、1年次に実体法の講義、2年次に手続法の講義及び法律基本科目の演習、3年次に分野横断的な問題や理論と実務の両面に及ぶ問題を扱う総合演習を配置し、また、理論的教育を踏まえて実務的教育が行われるよう配慮して授業科目を配置しており、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、適切な学修指導を行うため、小規模校の特色を活かし、学生1人に対し、複数のアドバイス教員を配置し、履修状況、生活状況等に関し指導助言を受けることができるアドバイス教員制度を導入・運用しており、各学生に応じた緊密な個別指導体制を整備する措置がとられている。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて「小規模法科大学院の各特色を活かした連携によるきめ細かな法曹教育の実現」が優れた取組として採択され、連携先法科大学院と授業科目を共同で開講しているほか、合同FD研修会を実施している。

##### 2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

#### 2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「法理学」、「西洋法の歴史」及び「英米法」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることに寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、①「ホーム・ロイヤー」をめざす履修モデルとの関連では、授業科目「消費者法」、「医事法」及び「民事保全・執行法」等、②「国または地方公共団体等において貢献をなし得る法律家」をめざす履修モデルとの関連では、授業科目「環境法」、「社会保障法」及び「国際法適用論」等、③「ビジネス界における法律家」をめざす履修モデルとの関連では、授業科目「倒産法Ⅰ」、「労働法Ⅰ」及び「経済法」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

#### 2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の基本理念及び教育目標に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| （1）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）      | 10 単位 |
| （2）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| （3）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）    | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 14 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 18 単位、授業科目「法学入門」2単位の合計 68 単位とされており、このうち 10 単位は、法学未修者の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者 1 年次及び 2 年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

（1）基準2-1-3（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2 単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2 単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2 単位）

（2）（1）に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（（1）に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

ウ クリニック

（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）

エ エクスターンシップ

（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえて、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）



(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」が、クリニックは授業科目「クリニック」が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(各2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、必修科目である授業科目「法学入門」の中で、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」の中で適宜指導することとされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、授業科目ごとに関連の深い科目の研究者教員を連携教員として配置し、授業内容の決定、シラバスの作成時に、実務家教員と研究者教員が協議するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7 基準2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【特色ある点】

- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて「小規模法科大学院の各特色を活かした連携によるきめ細かな法曹教育の実現」が優れた取組として採択され、連携先法科大学院と授業科目を共同で開講しているほか、合同FD研修会を実施している。

### 第3章 教育方法

#### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、15人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はウェブサイト及びシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、原則として体系的なレジュメをアカンサスポータル（学習や学務に関する情報を入手できる当該大学独自のワンストップサービスのサイト）を通じて事前に配付し、学生が予習をしやすいとともに、講義形式の比率を高めるなど授業方

法に工夫を加えて、法学を全く学んでいない者や法学の基礎的な学識が備わっていない者が法学の基礎・基本を修得できるように配慮され、2年次以降配当の授業科目においては、教員と学生の対話式授業を中心としつつ、適宜、講義形式を併用した、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「クリニック」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載され、年度ごとに学生に配付されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、アカンサスポータルを活用した予習・復習に関する情報提供、オフィスアワーの設定、アドバイス教員制度の導入、「TKC法科大学院教育研究支援システム」の提供、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

### 3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位が上限（2年次配当のエクスターンシップ（2単位）は含めない。）とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

なお、法学未修者1年次においては、法律基本科目に当たる授業科目の単位を6単位まで上限に加えることができるとされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、1 授業科目において成績評価における考慮要素に含まれる課題の一部に、当該授業科目と異なる分野の課題が含まれているものがあるものの、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは履修の手引を通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が兼任教員には積極的に共有されておらず、授業科目を担当する全教員で共有されていないものの、評価尺度、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）の教員間での共有、教務・学生委員会における成績評価結果の確認、授業科目間における成績のばらつきを防止するための成績評価基準の設定、成績に対する異議申立手続の整備等が講じられている。

成績評価の結果については、授業科目ごとの成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）、採点基準・解答例等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは履修の手引に記載されているほか、入学時のガイダンスを通じて学生に周知されている。

#### 4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

|             |       |
|-------------|-------|
| ア 公法系科目     | 8 単位  |
| イ 民事系科目     | 24 単位 |
| ウ 刑事系科目     | 10 単位 |
| エ 法律実務基礎科目  | 10 単位 |
| オ 基礎法学・隣接科目 | 4 単位  |
| カ 展開・先端科目   | 12 単位 |

（3）法律基本科目以外の科目の単位を、31 単位以上修得していること（なお、（2）においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

当該法科大学院における修了要件は、3 年以上在籍し、104 単位以上を修得することとされており、このうち 10 単位は基準 2－1－5 のただし書による単位数とされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 41 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、34 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 14 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 18 単位、法律実務基礎科目 10 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から 36 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4－2－2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2－1－5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

#### 4－3－1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受



験者が有利となるような試験問題が出題されることがないよう、出題委員及び入試・広報委員において試験問題を確認するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、公法（憲法・行政法）、私法（民法・商法）、刑法について論述式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、面接試験の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、授業科目「法学入門」（2単位）を除く法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、34単位を修得したものとみなしている。この34単位については、1年次の必修科目36単位から授業科目「法学入門」（2単位）を除く34単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 1 授業科目において成績評価における考慮要素に含まれる課題の一部に当該授業科目と異なる分野の課題が含まれていることから、成績評価に当たっては、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして学生の能力及び資質を正確に反映した上で、客観的かつ厳正なものとして行う必要があることを全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が兼任教員には積極的に共有されていないが、当該データは授業科目を担当する全教員で共有する必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、カリキュラム・FD委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、①学生による授業評価アンケートの企画・実施及びその結果の取りまとめ、②教育内容等の改善や教育の能力向上・知見確保を図るため、教員研修会等の各種研修を企画し、その開催・運営をすること、③カリキュラム編成の在り方の検討等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第6章 入学者選抜等

## 1 評価

第6章の基準のうち、基準6－2－3を満たしていない。

## 【根拠理由】

6－1－1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる基本理念及び教育目標に照らし、

「（１）推論能力や論理展開能力等、法学教育に必要となる基礎能力を備えている方、（２）「人間と社会に対する健全な関心と判断能力」を有する方、（３）様々なバックグラウンドを有する方、（４）法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方（短縮コースのみ）」として設定されている。

6－1－2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入試制度全般を扱う入試・広報委員会及び入試業務を扱う入試実施委員会が設置され、入試業務一般についての最終的な決定は法務研究科会議が行うこととされている。

6－1－3 各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（出願者数、受験者数、合格者数、社会人・他学部出身者の割合、成績状況、出身大学、男女比、試験問題等）が公表されており、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、別室受験への対応や小論文試験時間の延長、問題用紙及び解答用紙の拡大、拡大鏡の持参・持ち込み許可、日光の当たらない座席の確保等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がされており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

## 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者の入学者選抜における競争倍率がほぼ1倍であり、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言い難いこと、また法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を測る最低限度の到達度が明確にされていないことから、小論文試験の在り方を検討する必要があるものの、標準コース（法学未修者3年コース）においては、小論文試験と面接試験、短縮コース（法学既修者2年コー

ス)については、法律科目試験と面接試験を課すことにより当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等がおおむね適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、志望理由及び入学後の抱負を記載できる志望理由書の提出を課し、面接試験を実施している。また、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成25年度は55%、平成26年度は50%、平成27年度は25%、平成28年度は約37%、平成29年度は約41%であり、3割に満たない年度があるものの、合格者のうち3割程度を社会人・他学部出身者のための優先合格枠とするなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は32人であり、収容定員45人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学定員充足率が、平成26年度及び平成27年度において50%を下回っているほか、入学者数が平成26年度、平成27年度及び平成28年度において10人を下回っているものの、入学者選抜における試験回数の増加を行うなど、直近の入学定員充足率が50%を上回るとともに入学者数も10人を上回っていることから所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成27年度から入学定員の変更（25人から15人に削減）が行われるとともに、入学試験の試験回数の増加や日程の見直し等が行われているが、平成27年度、平成28年度及び平成29年度において入学者選抜における競争倍率が2倍を相当程度下回っており、当該状況を改善する取組が適宜行われているとはいえない。

以上の内容を総合し、「第6章の基準のうち、基準6-2-3を満たしていない。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【留意すべき点】

- 平成26年度及び平成27年度において入学定員充足率が50%を下回っているほか、入学者数が平成26年度、平成27年度及び平成28年度において10人を下回っていることから、所定の入学定員と乖離しないよう留意する必要がある。

**【改善すべき点】**

- 法学未修者の入学者選抜における競争倍率がほぼ1倍であり、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言い難いこと、また法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を測る最低限度の到達度が明確にされていないことから、小論文試験の在り方を検討する必要がある。

**【是正を要する点】**

- 平成27年度、平成28年度及び平成29年度において入学者選抜における競争倍率が2倍を相当程度下回っており、当該状況を是正するための抜本的な改善措置を速やかに講じる必要がある。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、基本理念及び教育目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、各学期開始時のガイダンスの実施、オフィスアワーの設定とともに、学生1人に対し、複数のアドバイザー教員を配置し、履修上、生活上の相談に個別に応じるなど、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前の指定図書による事前学習の推奨、入学者全員に対するオリエンテーションの実施等、学習支援の配慮がされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、法律基本科目の授業期間が始まる前に集中講義で授業科目「法学入門」を開講するなど、学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの日時がアカンサスポータルにより学生に周知されている。

このほか、勉学上の相談全般に対応する弁護士チューターを採用しているほか、修了者の一部を学生アドバイザーとして採用し、各種相談への対応や授業補助業務を行うなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度、経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度として「法務研究科学生奨励支援」、「法務研究科新入学者学習支援金」及び「司法修習助成金」が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健管理センターにおける定期健康診断及び健康等に関する各種相談、教員や学生ボランティアが相談に応じる「なんでも相談室—よるまっし」を設置し、生活相談が行われているほか、各種ハラスメントについては、全学的なハラスメント相談員による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、手すり、車いすのための鏡付きエレベーター、事務室等における引き戸が整備され、整備充実

に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、全学的に設置された金沢大学障がい学生支援委員会と連携し、チューター制度やノートテイク制度等の支援を行う体制を整備するなど、障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学の組織として就職支援室を設けているほか、当該法科大学院に就職支援委員会を置き、就職支援講演会の開催、インターンシップの実施、アドバイス教員による個別相談への対応等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 学生1人に対し、複数のアドバイス教員が配置されており、履修上、生活上の相談に個別に応じている。

### 【特色ある点】

- 当該法科大学院独自の経済的支援を目的とする奨学金制度が複数整備されている。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

##### 8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

##### 8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、選考委員会において候補者の教育研究歴及び研究業績等について審査を行い、法務研究科会議において審議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教務・学生委員会が専任教員と同等の高度な教育上の指導能力を有するか審査し、法務研究科会議が審議する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

##### 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専属専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専属専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、基本



理念及び教育目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専属専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目とされており、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専属専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専属専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員12年以上の実務経験を有する者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が1人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教育・研究の質の向上を図ることを目的としてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8－3－3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、人間社会系事務部学生課法務研学務係に事務職員 2 人、法務研究科図書室の図書管理及び図書の発注・整理のため司書 1 人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第 8 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【特色ある点】

- 教育・研究の質の向上を図ることを目的としてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

### 【改善すべき点】

- 一部の授業科目について教育研究活動等との適合性が認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。

## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法務研究科会議が置かれている。法務研究科会議は、専任教員及び年間6単位以上の授業を担当し、研究科の教育課程編成等の運営に責任を有する者により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、法務研究科会議における審議の結果及び意見が学内の意思決定プロセスにおいて尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、人間社会系事務部が組織され、法科大学院の教務及び学生生活を担当する職員として学生課法務研学務係に2人の職員が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、全学が実施する研修に参加する機会が設けられるなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、当該法科大学院の求めに応じて、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室及び演習室には、視聴覚装置（液晶プロジェクター、スクリーン、DVDデッキ、音響設備等）が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LAN、机、椅子、照明スタンド及びロッカーが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び法情報データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法務研究科図書室、附属図書館が整備されている。附属図書館は当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理・運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法務研究科図書室、附属図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、学生及び教員の希望に応じた図書及び資料の購入を図るなどの管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、プリンタ、スキャナー及び複写機等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法務研究科図書室には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法務研究科図書室が同一建物内に位置しているなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる教員控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、教員研究室及び応接室等が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、施設部施設管理課保全企画係が施設設備異常時に対応するほか、法務研究科図書室、法情報実習室及び自習室への入室は学生証・職員証による認証が必要であり、学生、教職員

その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として点検・評価委員会が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、点検・評価委員会で検討され、各委員会に改善が必要なことや新たな基準に適合させる必要があること等を所管の委員会に伝え、各委員会において次年度に改善等に着手することとされており、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイト及びパンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「法科大学院自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、点検・評価委員会等において調査及び収集され、人間社会系事務部学生課法務研学務係において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

### Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、最終的な評価結果を確定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。

申立件数： 1

（申立 1）

| 申立ての内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 申立てへの対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【対象となる章及び基準】</p> <p>第 6 章 入学者選抜等<br/>基準 6－2－3</p> <p>【対象となる項目】</p> <p>①「1 評価」</p> <p>第 6 章の基準のうち、基準 6－2－3 を満たしていない。</p> <p>②【根拠理由】</p> <p>6－2－3</p> <p>入学試験の試験回数の増加や日程の見直し等が行われているが、平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度において入学者選抜における競争倍率が 2 倍を相当程度下回っており、当該状況を改善する取組が適宜行われているとはいえない。</p> <p>③【是正を要する点】</p> <p>平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度において入学者選抜における競争倍率が 2 倍を相当程度下回っており、当該状況を是正するための抜本的な改善措置を速やかに講じる必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>競争倍率が 2 倍を下回った場合においても、入学者選抜の改善への取組に加え、地域的な特性や全国的な法科大学院の実情等も考慮した総合的な評価を検討願いたい。</p> | <p>【対応】</p> <p>原案どおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>当該法科大学院は、入学定員が 15 人であるところ、平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度において入学者選抜における競争倍率が 2 倍を相当程度下回っている。当機構の評価基準では、入学定員充足率及び入学者数に関して基準に適合しているか否かの判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案することとしているが、入学者選抜における競争倍率に関しては、十分な選抜機能を働かせるために、全国一律に原則として 2 倍と設定しており、地域の特性を直接考慮要素として掲げていない。</p> <p>そして、基準 6－1－4 に係る【改善すべき点】で「当該法科大学院では、法学未修者の入学者選抜における競争倍率がほぼ 1 倍であり、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言い難いこと、また法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を測る最低限度の到達度が明確にされていないことから、小論文試験の在り方を検討する必要がある。」と指摘しているように、法学未修者の入学者選抜において競争性が十分に働いていないことによる弊害が明らかになっている。</p> |



## 【理由】

平成16年度の法科大学院制度創設時から、法科大学院の志願者が年々減少していることに加え、都市部の法科大学院への進学が集中していることから、地方の小規模法科大学院において学生募集停止や廃止する大学が後を絶たないなど、大きく社会状況が変化し、法科大学院制度の見直し等に係る種々の検討が行われている。

このような背景の中、現在の認証評価では、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成27年3月31日改正）」に基づき、入学者選抜においては、入学者の質保証の観点から、競争倍率を原則2倍とする指標により行われているが、平成27年度及び平成28年度における法科大学院の競争倍率の全国平均は、それぞれ1.87倍、1.86倍にとどまっており、競争倍率が2倍に満たない法科大学院は、平成27年度においては、全53校のうち32校、平成28年度においては、45校のうち20校にも上っている。

また、法曹養成制度改革推進会議決定に基づき文部科学省が実施している「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においても、「入学者選抜における競争倍率」が指標として挙げられているが、2倍以上の場合を加点とし、1.5倍未満を減点としており、認証評価基準とは取扱いが異なっている。

上記を鑑み、競争倍率が2倍を下回った場合においても、入学者選抜の改善への取組に加え、地域的な特性や全国的な法科大学院の実情等も考慮した総合的な評価を検討願いたい。

当該法科大学院が、入学者選抜における選抜機能を十分に働かせた上で入学者選抜を実施するために、入学試験の試験回数の増加や日程の見直し等、種々の取組を行っていることは認められるものの、十分な選抜機能を働かせるに足りる受験者数を確保するには至っておらず、上記の弊害が生じていることは否定できない。

なお、当該法科大学院は、文部科学省が実施している「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」と当機構の評価基準に規定する指標との差異を挙げているが、両者は目的を異にするものであるから、同列に取り扱うことは妥当ではない。

もっとも、法科大学院を取り巻く全国的な環境の変化の影響は避け難いものであることから、地域的な特性等を評価基準に明示していないからといってこれらの事情を一切考慮しないわけではないが、当該法科大学院の場合、入学者選抜における競争倍率は平成27年度が1.6倍、平成28年度が1.22倍、平成29年度が1.43倍であり、2倍を相当程度下回っているのみならず、いずれの年度においても全国平均を下回っていることに照らすと、今回の判断が過度に厳格な判断であるとはいえない。

基準6-2-3の判断に当たって、地域的な特性や全国的な法科大学院の実情等をも考慮したとしても、当該法科大学院においては、入学者選抜における競争倍率が2倍を相当程度下回っており、早期の改善が見込めないこと、現に法学未修者の入学者選抜において競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言い難いことから、基準6-2-3は満たされていないといえる。

以上のように、本判断は、地域的な特性や全国的な法科大学院の実情等をも考慮した上でのものであり、原案を変更しない。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
金沢大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地 石川県金沢市
- (3) 学生数及び教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）  
学生数：32 人  
教員数：16 人（うち実務家教員 4 人）

### 2 特徴

(1) 本研究科は、平成 16 年の設立の段階から、北陸三県の弁護士会（金沢弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会）から全面的な協力・支援を受け、地域における法曹等の法律学に特化した高度専門職業人の養成機関として社会的な役割を担っている。本研究科は、**地域に根ざした法曹教育**という基本理念のもと、弁護士過疎地域に隣接する地に位置するという地域的特性にも鑑み、「地域社会の人の立場にたった法律家の養成」、「適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成」、及び「紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなす法律家の養成」という教育目標を掲げた。この教育目標の下で実施した教育により、現に、平成 28 年度までの司法試験合格者は 88 人となり、そのうち北陸三県で弁護士となった者が 40 人、東京、大阪、京都等の大都市で弁護士となった者や裁判官となった者を除くと、65 人が地域の弁護士として活躍しており、一定の成果を挙げている。また、法曹以外の職域についても、修了生の多くが北陸地域を中心に、公務員等の行政官、企業法務等の業務、法学・政策学系研究者等に就職しており、地域社会に貢献する多数の人材を輩出している。

#### (2) **徹底した少人数教育**

本研究科は、学生の入学定員を当初 40 人に設定し、授業では、講義形式で 40 人、演習形式では 20 人の 2 クラス編成（平成 26 年度まで）によって少人数教育を実現させた（その後、入学定員は平成 22～26 年度は 25 人、27 年度から 15 人に縮小）。法科大学院としては小規模であるが、こうした少人数編成の講義及び演習形式の授業実施によって、教員が学生の理解度を測りながら、教員と学生による双方向又は学生間による多方向の授業運営が可能となっている。ただ近年は、入学定員未充足の状況が継続しており、学生相互間の多方向の授業等、授業運

営に工夫が必要となる場面も見受けられたが、平成 29 年度の入学者は 12 人に回復し、円滑な授業運営の改善が図られている。

#### (3) **地域に根ざした実践的な教育**

本研究科は、北陸三県弁護士会の弁護士から構成される法科大学院支援委員会との連携により、①本研究科の授業科目における非常勤講師として、専門分野に知見を有する弁護士の派遣、②「エクスターンシップ」における弁護士事務所への学生受入れ及び指導、③学内における学生に対する法曹の進路指導や学習指導の定期的な実施、④授業見学や研究科の FD 研修会への参加及び提言、⑤学生に対する様々な経済的支援の実施等、継続的かつ様々な支援を受けている。また本研究科は、金沢地方裁判所、金沢地方検察庁等の地元の司法機関等からも、裁判員制度や参与員制度に関する資料の提供・レクチャーや、金沢刑務所及び金沢地方法務局における施設見学のように、法曹実務教育について、様々な形で支援を得ている。

このほか、近年、インハウスロイヤーとしての経験をする機会を学生に提供するため、北陸銀行（本店・富山市）との間で協定（「インターンシップに関する申合せ」）を結び、さらに石川県加賀市議会と法務研究科との間で連携協定を締結し、インターンシップとして学生に研修の機会を与えるとともに、法務研究科からは教員による法律関係のアドバイス、市議会が実施する研修会への講師派遣を行っている。

#### (4) **他大学の法科大学院との連携**

本研究科は近隣に他の法科大学院がなく、地域に孤立した状況にある。そこで、学生にとって有意な授業科目の展開、さらに他大学法科大学院の教員との FD 活動や学生交流の推進を目的として、千葉大学及び筑波大学の法科大学院との間で連携協定を締結している。そこでは、今後 ICT を活用した法科大学院教育の実施も視野に入れて、「現代法の諸問題」について、本学及び千葉大学の複数教員がオムニバスに相当するメディア形式授業や、両校教員が参加する録画授業の視聴による FD 研修会を実施した。また、両校の学生交流も参加者が年々増加し、教員や学生の孤立感の解消に努めている。

さらに、夜間の授業を行う筑波大学とは、授業シーズの有効な活用の模索や有職学生と本学学生との交流の成果が期待されるところである。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本研究科は、**地域に根ざした法曹教育**を本研究科の基本理念として掲げている。これに基づき、次のような教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。

### ○教育目標

**1. 法そのものの知識を習得することと同時に、人や社会に対する深い洞察力を養うことで、地域社会の人の立場にたった法律家を養成する。**

本学における法学教育に通底する考え方である「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」を、本研究科でもその目標の根幹に据えている。

**2. 地方都市における法律家として、扱われる多種多様な事件をひとりで解決するために、適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる能力の育成を図る。**

北陸地方に限らず、我が国の地方都市では、法律事務所の多くは個人経営又は小規模な共同経営によって運営されており、専門化・分業化は進んでいない。ところが、持ち込まれる事件の種類は、民事、刑事、行政の各分野に及び、その内容も交通事故、医療事故、消費者問題、労働事件、環境問題、相隣関係、離婚、相続、特許紛争など多岐にわたる。このことを踏まえ、本研究科においては、特定の狭い分野だけの専門家ではなく、あらゆる法的問題を一人でバランス良く包括的に解決することのできる能力を備えた法律家の養成を目標に掲げている。

**3. 21 世紀を担う法律家として、紛争の解決のみならず、紛争予防にも重要な役割を果たすため社会貢献することのできる法律家の養成、すなわち、社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力、そして私的紛争を予測・回避する能力の育成を図る。**

一方では、21 世紀の社会を担う法曹は、単に法的紛争の解決のみにとどまらず、紛争予防のためのシステムを構築することに対しても、重要な役割を担っていかなければならない。《公》の場面では、地方自治体の各種審議会等において、既存の法制度や組織の整合性に配慮しながら将来起こりうる問題解決・紛争予防のための枠組み作りには指導的役割を期待される場面も多くなると予想される。他方《私》の場面では、契約書や遺言書の作成、個人の財産管理、会社設立等、私人間に生じる法的問題の調整も、法曹の重要な業務の一つであると考えられる。

このことを踏まえ、本研究科では、《公・私》いずれの場面においても、紛争予防のための調整能力を備え、社会貢献をなしうる法律家の養成を目標として掲げている。

### ○教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

**4. 理論と実務を架橋する高度な教育を実施するために、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができる教育課程を編成する。**

基本理念に基づく以上のような目標を達成するため、多様なバックグラウンドをもった学生に対し、法科大学院での教育を円滑に行うために、まず「法学入門」において導入教育を行い、さらに学年進行に応じ、基礎から応用へ、実体法から手続法へ、理論から実務へと段階的な学修を行い、理論的教育と実務的教育の架橋に留意した総合的な理解を深める教育課程を編成している。

特に、教育目標 2. に示す事件を分野横断的に捉えることができる法曹には、解釈法学、紛争解決法学の根幹を成す**法律基本科目のバランスのとれた習熟**が不可欠なのは言うまでもなく、実体法理論のみならず**紛争解決に関する手続・実務への精通**が不可欠である。また、複数の領域にまたがる複雑な問題を一人で処理するためには、広い視野に立ち、**紛争類型に即した分野横断的な洞察力の養成**が必須となる。そこで、本研究科では、このような能力を学生が身につけられるようカリキュラムを編成している。また、教育目標の 3 に示すように、**社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力の育成、私的紛争を予測・回避する能力の養成**を目的として、カリキュラムを編成している。

